

平成26年5月26日

一般社団法人漁業経営安定化推進協会

省エネ機器等導入推進事業で取得した省エネ機器の管理運営について

第1 省エネ機器の管理の方針

- (1) 漁業者グループは、省エネ機器等導入推進事業（以下「事業」という。）によって取得した省エネ機器を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図るものとする。
- (2) 修繕に要する費用については、漁業者グループが負担するものとする。

第2 省エネ機器の管理

- (1) 省エネ機器の管理は、原則として漁業者グループの代表者が行うものとする。
- (2) 漁業者グループの代表者が直接管理を行い難いときは、その管理を当該代表者は、漁協等のグループの構成員以外の者と委託契約を結ぶことができる。

第3 管理の方法

漁業者グループの代表者は、その管理する省エネ機器について、管理運営規程 を定めて一般社団法人漁業経営安定化推進協会（以下「漁安協」という。）に提出を行い、適正な管理運営を行うものとする。

第4 漁業者グループの組織運営管理の報告

漁業者グループは、当該省エネ機器に係る処分制限期間中（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）に、代表者に住所の移転があったとき、代表者の変更があったとき、構成員に変更が生じたとき、代表者が新たに、省エネ機器の管理委託をしたときには、漁安協に書面で報告を行うものとする。

第5 省エネ機器の管理運営状況の報告

漁業者グループの代表者は、省エネ機器の財産管理台帳（添付資料④）及びその他の関係書類を整備保管するものとし、当該省エネ機器設備の処分制限期間中に、漁安協から管理運営状況の報告を求められた際には、関係書類を直ちに提出するものとする。

第6 省エネ機器の処分等について

- (1) 漁業者グループは、当該省エネ機器の処分制限期間中に、当該省エネ機器の処分を行ってはならないものとする。

- (2) 漁業者グループは、当該省エネ機器の処分制限期間中に、本来の用途若しくは目的以外の使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。
- (3) 漁業者グループは、当該省エネ機器の処分制限期間中に、当該省エネ機器が、天災地変その他不可抗力を含め、盗難並びに滅失、毀損、損傷により修理、修復不能となったとき、または、天災地変その他やむを得ない事由により、処分を行う必要が生じた場合は、漁安協にその旨の申し出を行い、漁安協と当該省エネ機器の処分等について協議するものとする。

第7 疑義の解決について

この管理運営に関して疑義を生じた場合には、漁業者グループは漁安協と協議の上解決するものとする。

第8 書類送付先及び連絡先

- (1) 漁業者グループが上記についての連絡、報告等を行う場合は漁安協宛とする。
- (2) 連絡先

〒101-0047

東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル6階

一般社団法人 漁業経営安定化推進協会

TEL : 03-6895-0100

FAX : 03-6895-0107

担当者 : 佐藤信三、村上洽視

Eメール : kikidonyu@gyoankyo.or.jp

ホームページ : <http://www.gyoankyo.or.jp/>